

春の叙勲

平成23年春の叙勲が発表され、南三陸町から2名の方が受章されました。

瑞宝単光章 【統計調査功労】



小野寺達雄氏
(◎岩沢)

小野寺さんは、昭和22年に宮城県農業基本調査に従事して以来、50年間で50回の各種統計調査（国勢調査、農林業センサス等）に従事されました。調査の重要性を深く認識し、常に迅速かつ正確な調査に努められ、また、後進の統計調査員への助言や指導を行い、統計制度の普及発展に寄与されました。

瑞宝双光章 【教育功労】



勝倉彌司夫氏
(◎五日町)

勝倉さんは、昭和37年に小原木中学校を初任地として教諭としての道を歩みだし、平成6年に定年を迎えるまでの約32年間にわたり、教育振興にご尽力されました。当町では、入谷中学校教諭、志津川中学校教頭、志津川小学校校長、志津川中学校校長を歴任し、平成8年からの約6年間は、志津川町教育委員会教育長として、その人柄と信頼を基に抜群の指導力を発揮されました。

住宅の応急修理制度を「活用ください」

町では、東日本大震災により全壊、大規模半壊または半壊した住宅を対象に、町が業者へ依頼して一定の範囲内で応急修理を行う制度を実施しています。制度の活用を希望する方は、建設課まで申し込みください。

対象世帯

- 次のすべての要件を満たす世帯が対象となります。
- 東日本大震災により住宅が半壊以上の被害を受けた世帯。
- 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げを含む）への申し込み、入居をしていない世帯。

所得制限

◆全壊または大規模半壊の住宅 所得制限はありません。

◆半壊の住宅

- 平成21年の世帯全体の年収が、次のいずれかに該当する世帯が対象です。
- 世帯全体の年収が500万円以下の世帯
- 世帯全体の年収が500万円超、700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上または要援護世帯
- 世帯全体の年収が700万円超、800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上または要援護世帯

応急修理の内容

- 住宅の応急修理は、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所を優先して実施します。緊急度の優先順は次のとおりです。
- ①屋根、柱、床、外壁、基礎等
- ②ドア、窓等の開口部
- ③水道、電気、ガス等の配管・配線
- ④衛生設備
- ※地震、津波の被害と直接関係のある修理のみが対象です。
- ※内装に関するものや家電製品は、原則として対象外です。

限度額

一世帯あたりの限度額は52万円です。

同一世帯（1戸）に2つ以上の世帯が居住している場合でも、一世帯あたりの限度額以内となります。

受付期限

平成23年9月30日（金）まで

問い合わせ

建設課施設整備係
☎46-1377



臨時職員任用候補者募集

町では、次のとおり臨時職員（保育士）としての任用候補者を募集します。なお、採用は、採用の必要が生じた際に、登録者の中から決定します。

- ◆職種（募集人員） 保育士（2名）、指導員（3名）
- ◆職務の内容 子育て支援センターでの保育

- ◆育補助業務 放課後児童クラブでの保育補助業務
- ◆勤務時間 5時間
- ◆賃金 有資格者：時給840円、無資格者：時給720円
- ◆有給休暇 なし
- ◆登録方法 事前に電話連絡のうえ、保健福祉課子ども家庭係に備え付けの申請書を提出してください。

問い合わせ

保健福祉課
子ども家庭係
☎46-2601

医療費助成受給者証の更新手続き

乳幼児・母子父子家庭・心身障害者医療費助成を受けている方の受給者証の有効期限は、平成23年9月30日（金）までとなっております。受給資格を確認するための更新手続きが必要です。対象となる方には通知しますので、忘れずに手続きをしてください。

問い合わせ

町民税務課
医療給付係
☎46-1373

子育て支援センター再開



子育て支援センターでは、お子さんや家族の皆さん、そして、もうすぐママになる妊婦さんを対象に、育児相談や子育て情報を提供します。安心して楽しく親子で遊べますので、気軽にご利用ください。

- ◇開始日 9月12日（月）
- ◇場所 志津川小学校敷地内「児童館」
- ◇利用時間 午前10時から午後2時まで
- ※相談は秘密厳守です。事前に電話予約のうえご利用ください。

問い合わせ 志津川保育所 担当 及川 ☎46-3679

民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の申請

町では、東日本大震災の被災者に対して、宮城県が民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として被災者に提供する制度を実施しています。制度の活用を希望する方は建設課まで申し込みください。

対象者

- 次の要件をすべて満たしている必要があります。
- 東日本大震災による被災を受け、居住する住家がない方
- 自己の資力では住宅を確保することが困難な方
- 半壊以上のり災証明書をお持ちの方
- 他の仮設住宅（民間賃貸住宅借り上げを含む）への申し込み、入居をしていない方
- 住宅の応急修理制度の申し込みをしていない方

対象となる民間賃貸住宅

宮城県内の民間賃貸住宅で、貸主が宮城県を借主とする三者契約に同意していることが必要です。なお、次の表のとおり、住宅の間取りに対して入居世帯員数や月額賃料の条件があります。

間取り	入居世帯員数	月額賃料
1K	1人	32,000円
1DK	1～2人	42,000円
2K	2人	45,000円
2DK	2～3人	48,000円
2LDK	2～4人	68,000円
3DK	4人	57,000円
3LDK	4人以上	69,000円

受付期限

平成23年9月30日（金）まで

問い合わせ 建設課建設総務係 ☎46-1377